

鹿児島県電気機械器具、~~情報通信機械器具、~~

~~電子部品・デバイス製造業最低工賃~~

1 適用する家内労働者

鹿児島県の区域内で電気機械器具、~~情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業~~に係る製造の業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、~~工程欄及び規格欄~~左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる工程の区分に応じ、1個（~~カプラー差しは1本~~）につき、金額右欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
ピンサシ	ピン2本にガラス製リングを通し、磁器（直径7.0ミリメートル）の穴に挿して治具に並べる作業		86 銭
製品並べ	磁器（4.0ミリメートル×2.5ミリメートル）を裏表、方向を揃えてトレーに並べる作業		21 銭
ワイヤーハーネス カプラー差し	カプラー差し（電線 （50センチメートルを超え2メートル以下） の端末に取り付けられている端子をカプラーに差し込む作業）	50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	○42 銭

4 効力発生の日 法定どおり平成16年3月11日